

須恵町外二ヶ町清掃施設組合
須 恵 町 細 屋 町 篠 栗 町

第11期分別収集計画

令和 7 年 9 月

須恵町外二ヶ町清掃施設組合
須恵町 犬屋町 篠栗町
分 別 収 集 計 画 目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の基本方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法 第8条 第2項 第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法 第8条 第2項 第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法 第8条 第2項 第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み (法 第8条 第2項 第4号)	5～8
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量 の見込みの算定方法	9
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法 第8条 第2項 第5号)	9
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法 第8条 第2項 第6号)	9
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1. 計画策定の意義

本組合は、須恵町・粕屋町・篠栗町で構成されており、これら3町は、福岡市東部に近接し、福岡都市圏のベッドタウンとして発展しており、著しい社会環境の変化に対応すべく、各町とも自然豊かで快適な生活環境の構築を目指し、あらゆる施策を展開しているところである。なかでもごみ問題は、生活環境に密着した重要課題であり、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムから脱却し、排出されたごみを活用して環境への負荷を減らす循環型社会への転換が求められてきた。

さらに、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされたところである。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という)第8条に基づき、一般廃棄物のなかで相当の割合を占めている容器包装廃棄物の分別収集に対し、住民・事業者・行政が一体となって取り組むべき方針を定めるものであり、本計画の推進により、容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)が推進され、持続可能な循環型社会の構築に寄与するものである。

2. 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・すべての関係者が一体となった取り組みによるごみ減量化・資源化
- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・住民、事業者参加型の取り組みの展開

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画の対象品目は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器・アルミ製容器・ガラス製容器（茶色・無色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装、製品プラスチックを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

○須恵町外二ヶ町清掃施設組合 構成町（須恵町・粕屋町・篠栗町） 合計

項目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	5,454t	5,458t	5,461t	5,465t	5,468t

【内訳】

○須恵町

項目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	1,473t	1,468t	1,463t	1,459t	1,454t

○粕屋町

項目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	2,439t	2,447t	2,455t	2,463t	2,471t

○篠栗町

項目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	1,542t	1,543t	1,543t	1,543t	1,543t

※算定の方法

市町村分別収集計画作成手引き(十一訂版)に基づき算定。

【容器包装算定対象廃棄物量(D3)】 = 【クリーンパークわかれすぎ集計搬入予測量】 + 【集団回収・リサイクルボックス等各町役場集計予測量】

【容器包装廃棄物の排出量見込み(上表)】 = 【容器包装算定対象廃棄物量(D3)】 × 【容器包装廃棄物の潜在比率(α)】

・【クリーンパークわかれすぎ集計搬入予測量】は、直近令和6年度実績に人口変動率等を勘案し算出。

・【集団回収・リサイクルボックス等各町役場集計予測量】は、令和6年度実績に人口変動率等を勘案し算出。

・【容器包装廃棄物の潜在比率(α)】は、市町村分別収集計画作成手引き(十一訂版)、「ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」(表2-3-1)に基づき、各町と一番人口が近い市の令和元年度容器包装全体の値 20% を用いて算定した。

6. 容器包装廃棄物の排出抑制の方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、住民・事業者・行政が適切な役割分担のもと、以下の施策を実施する。

(1) 各主体の役割

① 住民の役割

生活のあらゆる場面で、自主的・自発的に2R(リデュース、リユース)に重点を置いた行動を心掛ける。特にマイバック、マイボトルの持参といったライフスタイルの見直しにより、容器包装廃棄物の排出抑制を推進する。

② 事業者の役割

商品の製造・流通・販売といった事業活動の各段階において、容器包装廃棄物の排出抑制の取り組みを実施する。

③ 行政の役割

住民・事業者の自主的・自発的な取り組みを促進するため、回収拠点の整備等の3Rの基盤整備、地域集団回収報奨金等の経済的手法の活用、教育、啓発等による人づくりの3つの手法を活用し、容器包装廃棄物の排出抑制を推進する。

(2) 排出抑制の方策

① 広報啓発等の推進

3Rを住民に周知・浸透させ、日常生活の具体的行動に結びつけていくための広報啓発を行っていく。

また、小・中学校に対し、分別指導を実施するなど、環境学習の充実を図る。

② 拠点回収や地域集団回収等

住民に身近な場所に資源物回収拠点を設置し、地域住民の協力を得て、資源物回収を行うとともに、地域集団回収実施団体等の回収活動を促進していく。

③ 事業者の取組みによる回収

白色トレイ、紙パックについては、スーパー・マーケット等の販売店における店頭回収が行われており、今後も継続実施するとともに、販売店における白色トレイ使用削減の取り組みを推進する。

④ マイボトル・マイカップの使用推進

ワンウェイ・プラスチックの削減に向けたマイボトル・マイカップの使用推進の一環として、庁舎内における会議・研修等でのマイボトルや急須・湯呑の使用を推進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

(1) 指定袋による容器包装廃棄物の個別収集

次表に掲げる容器包装廃棄物については、指定袋により戸別収集し、クリーンパークわかすぎリサイクル施設において、選別、圧縮、保管を行っており、これを継続実施する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	該当町
主としてスチール製の容器	缶・びん	町による定期収集	須恵町外二ヶ町 清掃施設組合 (須恵町・柏屋町・篠栗町)
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			
その他の色のガラス製容器			
主としてポリエチレンテレフタート製の容器	ペットボトル		

(2) 公共施設等での容器包装廃棄物の個別収集

次表に掲げる容器包装廃棄物については、町役場等の公共施設に設置した資源物回収ボックスによる拠点回収と住民団体による集団回収を行っており、これを継続実施する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	該当町
主としてスチール製の容器	スチール缶	住民団体による集団回収	須恵町・篠栗町
		公共施設拠点回収	篠栗町
主としてアルミ製の容器	アルミ缶	住民団体による集団回収	須恵町・篠栗町
		公共施設拠点回収	
茶色のガラス製容器	茶びん	住民団体による集団回収	須恵町
その他の色のガラス製容器	その他びん		
段ボール	段ボール	住民団体による集団回収	須恵町・柏屋町・篠栗町
主としてポリエチレンテレフタート製の容器		公共施設拠点回収	
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	ペットボトルキャップ	住民団体による集団回収	篠栗町
		公共施設拠点回収	須恵町・篠栗町

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

須恵町外二ヶ町清掃施設組合 構成町(須恵町・粕屋町・篠栗町) 合計

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	45t									
主としてアルミ製の容器	115t		115t		115t		114t		114t	
無色のガラス製容器	(合計) 122t		(合計) 122t		(合計) 123t		(合計) 122t		(合計) 122t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 122t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 122t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 123t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 122t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 122t
茶色のガラス製容器	(合計) 126t		(合計) 127t		(合計) 127t		(合計) 127t		(合計) 126t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 126t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 127t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 127t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 127t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 126t
その他のガラス製容器	(合計) 81t		(合計) 81t		(合計) 82t		(合計) 82t		(合計) 82t	
	(引渡量) 81t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 81t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 82t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 82t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 82t	(独自処理量) 0t
紙パック製の容器	4t									
段ボール製の容器	541t		541t		542t		541t		542t	
その他の紙製の容器	(合計) 0t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t								
ポリエチレンテレフタレート(PE T)製の容器	(合計) 275t		(合計) 275t		(合計) 275t		(合計) 276t		(合計) 275t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 275t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 275t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 275t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 276t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 275t
白色トレイ	(合計) 1t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 1t								
その他のプラスチック製容器包装	(合計) 3t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 3t								
製品プラスチック	(合計) 0t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t								

須 恵 町

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
人 口	29,792人		29,698人		29,603人		29,508人		29,414人	
主としてスチール製の容器	11t									
主としてアルミ製の容器	38t		38t		38t		37t		37t	
無色のガラス製容器	(合計) 32t (引渡量) 0t		(合計) 32t (引渡量) 0t		(合計) 32t (引渡量) 0t		(合計) 31t (引渡量) 0t		(合計) 31t (引渡量) 0t	
茶色のガラス製容器	(合計) 33t (引渡量) 0t		(合計) 33t (引渡量) 0t		(合計) 33t (引渡量) 0t		(合計) 33t (引渡量) 0t		(合計) 32t (引渡量) 0t	
その他のガラス製容器	(合計) 21t (引渡量) 21t		(合計) 21t (引渡量) 0t		(合計) 21t (引渡量) 0t		(合計) 21t (引渡量) 0t		(合計) 21t (引渡量) 0t	
紙パック製の容器	0t									
段ボール製の容器	116t		115t		115t		114t		114t	
その他の紙製の容器	(合計) 0t (引渡量) 0t									
ポリエチレンテフタレート(PE T)製の容器	(合計) 83t (引渡量) 83t		(合計) 83t (引渡量) 83t		(合計) 83t (引渡量) 83t		(合計) 83t (引渡量) 83t		(合計) 82t (引渡量) 82t	
白色トレイ	(合計) 1t (引渡量) 0t		(合計) 1t (引渡量) 1t		(合計) 1t (引渡量) 1t		(合計) 1t (引渡量) 1t		(合計) 1t (引渡量) 1t	
その他のプラスチック製容器包装	(合計) 0t (引渡量) 0t									
製品プラスチック	(合計) 0t (引渡量) 0t									

粕屋町

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
人 口	48,660人		48,820人		48,980人		49,140人		49,300人	
主としてスチール製の容器	18t									
主としてアルミ製の容器	38t									
無色のガラス製容器	(合計) 52t		(合計) 52t		(合計) 53t		(合計) 53t		(合計) 53t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 52t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 52t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 53t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 53t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 53t
茶色のガラス製容器	(合計) 54t		(合計) 55t		(合計) 55t		(合計) 55t		(合計) 55t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 54t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 55t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 55t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 55t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 55t
その他のガラス製容器	(合計) 33t		(合計) 33t		(合計) 34t		(合計) 34t		(合計) 34t	
	(引渡量) 33t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 33t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 34t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 34t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 34t	(独自処理量) 0t
紙パック製の容器	2t									
段ボール製の容器	245t		246t		247t		247t		248t	
その他の紙製の容器	(合計) 0t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t								
ポリエチレンテレフタート(PE T)製の容器	(合計) 104t		(合計) 104t		(合計) 104t		(合計) 105t		(合計) 105t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 104t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 104t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 104t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 105t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 105t
白色トレイ	(合計) 0t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t								
その他のプラスチック製容 器包装	(合計) 0t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t								
製品プラスチック	(合計) 0t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t								

篠栗町

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
人 口	31,200人		31,223人		31,219人		31,234人		31,229人	
主としてスチール製の容器	16t									
主としてアルミ製の容器	39t									
無色のガラス製容器	(合計) 38t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 38t								
茶色のガラス製容器	(合計) 39t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 39t								
その他のガラス製容器	(合計) 27t									
	(引渡量) 27t	(独自処理量) 0t								
紙パック製の容器	2t									
段ボール製の容器	180t									
その他の紙製の容器	(合計) 0t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t								
ポリエチレンテレフタート(PE T)製の容器	(合計) 88t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 88t								
白色トレイ	(合計) 0t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t								
その他のプラスチック製容器包装	(合計) 3t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 3t								
製品プラスチック	(合計) 0t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t								

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

なお、人口変動率の基となる推計人口については次のとおり設定した。

○須恵町外二ヶ町清掃施設組合 構成町(須恵町・粕屋町・篠栗町) 合計

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
109,652人	109,741人	109,802人	109,882人	109,943人

【内訳】

○須恵町

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
29,792人	29,698人	29,603人	29,508人	29,414人

○粕屋町

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
48,660人	48,820人	48,980人	49,140人	49,300人

○篠栗町

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
31,200人	31,223人	31,219人	31,234人	31,229人

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会、市民団体等による集団回収が進んでいる容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施するものとする。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

スチール製容器・アルミ製容器・ガラス製容器・ペットボトルについては、クリーンパークわかすぎリサイクル施設で選別、圧縮、保管を行う。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本組合と構成町は廃棄物の収集、処理形態について適宜協議を行ってきた。

今後も、分別や回収の方法について、各町と協議を重ね、容器包装廃棄物の適正回収を行うことが重要であり、町民、事業者、行政が一体となり、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくために継続的な検討を行う。